

保高発0327第2号
令和2年3月27日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令
第6条第9号に関する交付基準について

令和2年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「算定省令」という。）第6条第9号の規定による交付基準及び申請額の算定方法等について、別紙「令和2年度特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）」（以下「交付基準」という。）のとおり定めたので、内容について御了知いただくとともに、都道府県後期高齢者医療主管課（部）におかれては、管内市町村後期高齢者医療主管課（部）（特別区を含む。）に対して周知を図り、適切な対応について御配慮願いたい。なお、主な変更点は下記のとおりであり、事業計画等の提出方法、期限等については別途連絡する。

記

- 1 「事業区分Ⅰ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等」について
「1 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の財政支援」及び「2 広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防の取組等への財政支援」の「(1) 低栄養防止・重症化予防の取組」に係る経費について、新たに交付対象とする。
また、「2 広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防の取組等への財政支援」の「(2) 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組」については、事業区分Ⅱの2 医療費等の適正化のための取組から移行した上で、引き続き財

政支援を行うこととする。

- 2 「事業区分Ⅱ 1 長寿・健康増進事業」について
「保健事業実施計画の中間評価等の実施」に係る経費について、新たに交付対象とする。
- 3 「事業区分Ⅱ 13 令和元年台風第15号又は第19号等に係る経費」について
令和元年台風第15号又は第19号等に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された構成市町村が所在する都県の広域連合が実施する一部負担金及び保険料の減免のうち、交付対象期間に係るものについて、10割分の金額を交付対象とする。
- 4 「事業区分Ⅱ 14 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費」について
「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について（令和2年3月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）」等に基づき、以下の対象者、支給要件等に沿って支給された傷病手当金の支給額全額を対象とする。また、傷病手当金の支給に関する内容を被保険者に周知するため、広報のための案内文の印刷等に要する経費を対象とする。
- 5 「交付方法」について
交付基準の特別調整交付金については、別表の事業区分に従い交付することとする。
- 6 事業区分Ⅰの1の交付申請について
今年度においては、当初交付申請を2回に分けて実施することとし、事前申請書の提出期限は、第1回目を7月頃、第2回目を10月頃を予定しているところ、具体的な事業計画等の提出方法等は別途連絡する。

(参考)

事業区分Ⅰの1「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施等」に係る「令和2年度以降「一体的実施」を推進するための特別調整交付金交付基準として考えられる案」(令和元年10月25日付け事務連絡)からの変更点について

(2)対象事業

○ 通いの場等への積極的な関与や個別訪問等の支援を行う医療専門職(地域を担当する医療専門職)

市町村及び広域連合からの要望を踏まえ、総合的な取組を実施できるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を明記した。

(2)対象事業 4)高齢者に対する支援内容

○ 高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への積極的な関与等の取組を行うに当たって総合的な取組を行う旨入念的に記載

高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)及び通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)の取組を行うに当たっては地域の医療関係団体と事業の企画の段階から相談を進め、事業内容に応じた医療専門職の確保や多職種間の連携を図り、健診結果等を活用した保健指導、かかりつけ医と連携した重症化予防、運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等、総合的な取組を行うことを入念的に記載した。

(3)交付要件 2)地域を担当する医療専門職の業務

○ 地域を担当する医療専門職の業務について、本事業による委託事業以外で、高齢者の支援事業に相当する事業を実施している場合の扱い

本事業においては、地域を担当する医療専門職の業務として、高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)の両方を実施する必要があるが、企画・調整等の業務の一連のプロセスを踏まえた上で、一体的実施を推進する一環として他の事業において、これらに相当する事業が実施されている場合には、事業全体として交付要件を満たしているものとしても差し支えないことを明確化した。

(5)交付金の算定方法 1)交付額

○ 交付対象とされた額を合算した上で消費税相当額を加算した額の3分の2を交付

企画・調整等の業務に要する費用、高齢者に対する個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用のそれぞれの交付基準額を上限とした交付対象額をそれぞれ合算した上で、当該合算した額に消費税相当額を加算した額の

3分の2を交付することとした。

(6)留意事項 4)その他 ②

○ 介護保険の地域支援事業との効果的な連携

通いの場等への理学療法士等の医療専門職の関与について、介護保険の地域支援事業と効果的に連携して実施すること、当該医療専門職の派遣等に必要となる費用について特別調整交付金と介護保険の地域支援事業交付金を明確に区分することが必要であることを入念的に記載した。

全体

○ 表示記号の修正

「考えられる案」の内容を交付基準本体に挿入したことから、第1を1に、1を(1)とするなど、表示記号を修正した。